

香川県医療・福祉施設応援金事業 F A Q

令和8年1月

目次

1 香川県医療・福祉施設応援金事業について	1
Q 1 香川県医療・福祉施設応援金事業の目的は。	1
Q 2 応援金の支給額は。	1
Q 3 支給された応援金の用途制限は。	3
2 応援金の支給対象者・支給対象施設について	4
Q 4 応援金の支給対象者は。	4
Q 5 民間事業者が、指定管理者として地方公共団体が設置した施設を運営している場合は、申請可能か。	4
Q 6 休止中の事業所は、運営中の施設に含まれるか。	4
Q 7 施設が香川県内にあるものの、本社が香川県内にない場合、申請できるか。また、現在廃業を視野に入れて運営しているが、申請可能か。	4
Q 8 病院及び有床診療所は病床数に応じた加算があるが、計算方法は。	5
Q 9 歯科診療所は支給対象か。	5
Q 10 歯科診療所は支給対象とのことだが、病院の診療科の一つとして歯科を有している場合、病院とは別に申請できるか。	5
Q 11 同一の開設者があん摩マッサージ指圧、はり又はきゅうの施術所開設と出張営業の両方で営業していれば、支給対象は2施設となるか。	5
Q 12 歯科技工所は支給対象とのことだが、歯科診療所の建物内において歯科技工を行っている場合は、歯科診療所とは別に申請できるか。	6
Q 13 本体施設と同一敷地内にある独立したグループホームについて、地域小規模児童養護施設に準じて応援金の対象となるか。	6
Q 14 里親の場合、いつからいつまで委託を受けていれば応援金の支給対象となるか。	6
Q 15 介護保険サービスの介護予防サービスは、1つのサービスとして受給できるか。また、同一の施設・事業所で介護保険サービスの指定と障害福祉サービスの指定を同時に受けている場合はどうなるのか。	6
Q 16 支給要綱別表記載の施設と類似の施設を運営しているが、対象となるか。	7
Q 17 応援金の目的に「公定価格等により利用者に転嫁できない中」とあることから、有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅は対象にならないのか。	7
Q 18 訪問看護の指定事業者は、医療又は介護それぞれ指定を受けている場合、両方の申請ができるのか。	7
Q 19 入所施設に併設（同一建物内を含む。）してショートステイを実施している場合、ショートステイも補助対象となるのか。また、障害のグループホームでショートステイを実施している場合はどうか。	7
3 応援金の申請について	7
Q 20 申請の受付期間はいつまでか。また、応援金の支給はいつか。	7
Q 21 申請書類は何が必要か。	8

Q22 申請書類はどこで入手できるのか。	8
Q23 複数の施設を運営している場合、施設ごとの申請になるのか、法人単位での申請になるのか。	8
Q24 複数の施設を運営している場合、施設単位で支給を受けられるのか、運営する施設の中から1つ支給対象施設を選択し、その分しか受給できないのか。 ..	8
Q25 同じ建物内で、複数の施設を運営している場合はどうか。施設単位で支給を受けられるのか。	9
Q26 「責任者」、「担当者」とは誰か。	9
Q27 申請書の様式にある法人番号は、どのように調べればよいのか。	9
4 申請書類について	10
Q28 インターネットバンキングを利用しているが、口座が分かる書類とは何を用意すればよいか。	10
Q29 郵送による提出の場合、通帳を撮影した画像を印刷したものも提出してもよいか。	10
Q30 申請後、一部施設の記載漏れや表記誤りなどの申請内容の誤りに気付いた場合はどうすればよいか。	10
5 その他	10
Q31 香川県医療・福祉施設応援金事業全般に係る問い合わせ先は。	10
Q32 申請書類の到着確認や審査状況、支給日等を問い合わせたい。	10
Q33 申請書類の提出先は県でよいか。また、申請書類は持参により提出できるか。	11
Q34 同様の趣旨の給付金を他団体（国、市町等）から受けている、又は受ける予定があるが、この応援金を受給することはできるか。	11
Q35 本応援金の税金上の取り扱いは。課税対象となるか。	11
Q36 応援金の申請について、電話照会が行われることはあるのか。	11

1 香川県医療・福祉施設応援金事業について

Q 1 香川県医療・福祉施設応援金事業の目的は。

国の定める公定価格等により物価高騰による経費の増加分を利用者に転嫁できない中にあっても、サービスを維持しながら運営を継続している医療・福祉施設を対象として香川県医療・福祉施設応援金（以下「応援金」という。）を支給するものです。

Q 2 応援金の支給額は。

施設の種類や定員数等によって支給額が異なり、詳細は、次のとおりです。
なお、応援金の申請は1施設1回限りです。

単位：千円

種別	施設区分（支給対象施設・サービス種別）※1	支給単価
医療施設等	病院（保険医療機関に限る。）	$1,440 + 25 \times \text{最大使用病床数} (\text{※2})$
	有床診療所（保険医療機関に限る。）	$720 + 15 \times \text{最大使用病床数} (\text{※2})$
	無床診療所（保険医療機関に限る。）	360
	訪問看護ステーション（指定訪問看護事業者に限る。※4）、助産所	200
	薬局（保険薬局に限る。）、施術所（あん摩マッサージ指圧、はり、きゅう及び柔道整復を業とする施術所に限る。出張専門を含む。※5）、歯科技工所	100
児童福祉施設等	[入所系] 児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設、地域小規模児童養護施設、ファミリーホーム、自立援助ホーム	720
	[通所系] 幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育事業、認可外保育施設（※6）、放課後児童クラブ	240
	[その他] 里親（実際に委託を受けている世帯に限る。）、子どもへの支援の場（※7）	100
障害福祉施設	[入所系1] 施設入所支援、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設、指定発達支援医療機関	$720 + 15 \times \text{定員数} (\text{※3})$
	[入所系2] 短期入所	240

事業所等	<p>〔居住系〕 共同生活援助 ※1つの事業所（事業所番号が同一）で複数の共同生活住居がある場合は、いずれか1つのみ支給対象とする。</p> <p>〔通所系〕</p> <p>※8 療養介護、生活介護、自立訓練、宿泊型自立訓練、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労定着支援、児童発達支援センター、児童発達支援、放課後等デイサービス ※1つの事業所（事業所番号が同一）で複数サービスが該当する場合は、いずれか1つのみ支給対象とする。 ※就労選択支援については、事業所番号が同一でない場合でも、1つの事業所で複数サービスが該当する場合は、いずれか1つのみ支給対象とする。</p>	360
高齢者福祉施設	<p>〔訪問・相談系〕</p> <p>居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援、障害児相談支援、自立生活援助 ※1つの事業所（事業所番号が同一）で複数サービスが該当する場合は、いずれか1つのみ支給対象とする。 ※相談支援（計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援、障害児相談支援）については、事業所番号が異なる場合であっても、いずれか一つのみ支給対象とする。</p>	240
事業所等	<p>〔入所系〕</p> <p>介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、短期入所生活介護（空床利用型は除く。）、養護老人ホーム・軽費老人ホーム、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護</p>	720
※8	<p>〔居住系〕</p> <p>（地域密着型）特定施設入居者生活介護（本体施設が養護老人ホーム・軽費老人ホームの場合は重複申請不可）、認知症対応型共同生活介護</p>	360
※9	<p>〔通所系〕</p> <p>通所介護、通所リハビリテーション（介護老人保健施設及び介護医療院で行われるものに限る。）、地域密着型通所介護（療養通所介護を含む。）、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護</p>	240
※10	<p>〔訪問・相談系〕</p> <p>訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護（※4）、訪問リハビリテーション（介護老人保健施設で行われるものに限る。）、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、居宅介護支援（介護予防支援は除く。）</p>	200
救護施設	<p>〔入所系〕</p> <p>救護施設</p>	720+ 15×定員数 (※3)

※ 1～10は、次ページに掲載。

※1 法令に基づき、国、県又は市町が許可若しくは指定等をし、又は設置若しくは事業開始の届出等を受理したものに限る。

※2 最大使用病床数は、令和7年6月1日から令和7年11月30日までの間に、申請に係る病院又は有床診療所全体で最も多く入院患者を収容した時点で使用した病床数とする。

※3 定員数は令和7年12月1日現在の定員数とする。
ただし、一部又は全部が許可病床数に含まれている場合は、その部分を除いた数を定員数とみなす。

※4 訪問看護の指定事業者は、医療又は介護のいずれか一方のみの申請となる。

※5 施術所は、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）第9条の2第1項若しくは同法第9条の3又は柔道整復師法（昭和45年法律第19号）第19条第1項の規定に基づく届出を行っているものをいう。
また、同じ住所地（建物内）において、施術室を分けることなく、あん摩マッサージ指圧、はり又はきゅうを業とする施術所と、柔道整復を業とする施術所を併設している場合は、いずれか1施設に限り支給対象となる。

※6 認可外保育施設のうち居宅訪問型保育事業（ベビーシッター）を同じ住所で複数届出している場合は、いずれか1事業に限り支給対象となる。

※7 子どもへの支援の場は、香川県子どもの未来応援ネットワーク事業において「支援の場」として登録されている施設に限る。

※8 同一の施設・事業所で介護保険サービスと障害福祉サービスの両方の指定を受けている場合は、いずれか一方のみの申請となる。
例：介護保険サービスの訪問介護と障害福祉サービスの居宅介護の指定を受けている場合や共生型サービスの指定を受けている場合等。

※9 医療機関みなし事業所を除く。

※10 介護予防サービス（介護予防・日常生活支援総合事業を含む。）の指定事業者で介護サービスの指定も受けている者は、いずれか一方のみが対象となる。

Q 3 支給された応援金の用途制限は。

用途制限は設けません。また、実績報告も不要です。

2 応援金の支給対象者・支給対象施設について

【共通】

Q 4 応援金の支給対象者は。

- ・ 令和7年12月1日及び支給要綱第6条に規定する申請の日において、香川県内において支給要綱別表の中欄に掲げる施設区分（支給対象施設・サービス種別）に定める事業のいずれかを行っていること。
- ・ 令和8年3月31日までに事業を休止・廃止の予定でないこと。

【対象外】

次のいずれかに該当する者が設置する施設は対象外です。

- (1)国、地方公共団体（ただし、国又は地方公共団体以外の者が運営する場合は、支給対象）
- (2)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
- (3)県税に滞納がある者
- (4)前各号に定める者のほか、応援金の趣旨に照らして適当でないと知事が認めた者

Q 5 民間事業者が、指定管理者として地方公共団体が設置した施設を運営している場合は、申請可能か。

国又は地方公共団体が設置する施設であっても、国又は地方公共団体以外の者（民間事業者等）が運営している施設は、支給対象となります。

Q 6 休止中の事業所は、運営中の施設に含まれるか。

令和7年12月1日及び支給要綱第6条に規定する申請の日の時点で休止中の施設は対象外です。

また、令和8年3月31日までに休止・廃止予定である施設も対象外です。

Q 7 施設が香川県内にあるものの、本社が香川県内にない場合、申請できるか。 また、現在廃業を視野に入れて運営しているが、申請可能か。

本社が香川県外であっても、県内を所在地とする施設が存在する場合、当該施設については支給対象となります。ただし、県外に所在する施設については、本応援金の対象外です。なお、令和8年3月31日までに休止・廃止を予定している場合は申請できません。

【医療施設等】

Q 8 病院及び有床診療所は病床数に応じた加算があるが、計算方法は。

病院は25千円×最大使用病床数、有床診療所は15千円×最大使用病床数となります。

最大使用病床数は、許可病床数のうち令和7年6月1日から令和7年11月30日までの6か月間に、施設全体で最も多く入院患者を受け入れた時点（日）で使用した病床数をいいます。

※ 各病棟単位で、当該期間中に最も多く使用した時点（日）の病床数を、それぞれ足し上げるものではありません。

【例】許可病床数 病棟A：50床、病棟B：40床

[正] 病院全体の最大使用病床数：85床（10/1時点）

- ・病棟Aの使用病床数：47床（10/1時点）
- ・病棟Bの使用病床数：38床（10/1時点）

[誤] 病院全体の最大使用病床数：88床

- ・病棟Aの最大使用病床数：49床（7/11時点）
- ・病棟Bの最大使用病床数：39床（11/19時点）

Q 9 歯科診療所は支給対象か。

支給要綱別表中の無床診療所（保険医療機関に限る。）に含まれ、対象となります。

Q 10 歯科診療所は支給対象とのことだが、病院の診療科の一つとして歯科を有している場合、病院とは別に申請できるか。

病院とは別に、歯科診療所を開設している場合は、無床診療所として支給対象となります。しかし、病院の診療科の一つとして歯科を有する場合は、病院とは別の医療機関等コードがある場合も、無床診療所の支給対象とはなりません。

Q 11 同一の開設者があん摩マッサージ指圧、はり又はきゅうの施術所開設と出張営業の両方で営業していれば、支給対象は2施設となるか。

支給対象は1施設（施術所）のみです。

Q12 歯科技工所は支給対象とのことだが、歯科診療所の建物内において歯科技工を行っている場合は、歯科診療所とは別に申請できるか。

支給対象は、歯科技工士法（昭和30年法律第168号）第21項に基づく届出を行っている歯科技工所です。

このため、歯科診療所の建物内において歯科技工を行っている場合でも、他の歯科診療所において診療中の患者のために歯科技工を行うものは支給対象となり、歯科診療所とは別に申請が可能です。

※ 当該歯科診療所において診療中の患者のためだけに、歯科技工を行う施設は、同法上の歯科技工所に該当せず、支給対象外となります。

【児童福祉施設等】

Q13 本体施設と同一敷地内にある独立したグループホームについて、地域小規模児童養護施設に準じて応援金の対象となるか。

地域小規模児童養護施設の指定を受けている分園型のグループホームのみを対象としております。

Q14 里親の場合、いつからいつまで委託を受けていれば応援金の支給対象となるか。

令和7年12月1日から応援金を申請した日までに、里親委託を受けている世帯のみを対象としております。

【障害福祉施設・事業所等】

【高齢者福祉施設・事業所等】

Q15 介護保険サービスの介護予防サービスは、1つのサービスとして受給できるか。また、同一の施設・事業所で介護保険サービスの指定と障害福祉サービスの指定を同時に受けている場合はどうなるのか。

介護予防サービスは、本体サービスに含んでおり、重ねての受給はできません。介護予防サービス（又は総合事業）のみの指定事業者であれば、申請していただけます。

【例】 訪問介護と、総合事業の訪問型サービスを提供している場合、「訪問介護として1つ」受給できます。

また、同一の施設・事業所で介護保険サービスの指定と障害福祉サービスの指定を同時に受けている場合は、どちらか一方でしか申請できません。

【例】 同一の施設・事業所で介護保険サービスの訪問介護と障害福祉サービスの居宅介護の指定を受けている、共生型サービスの指定を受けている場合等。

Q16 支給要綱別表記載の施設と類似の施設を運営しているが、対象となるか。

応援金の対象となる施設は診療報酬や介護報酬など、法令等で定められた単価（以下「公定価格」という。）を主な収入源としている施設であり、物価高騰の影響による運営経費を利用者へ価格転嫁することが困難であることから支援するものであり、支給要綱別表に記載のない施設は対象ではありません。

Q17 応援金の目的に「公定価格等により利用者に転嫁できない中」とあることから、有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅は対象にならないのか。

（地域密着型）特定施設入居者生活介護を提供している有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅のみ対象となります。

Q18 訪問看護の指定事業者は、医療又は介護それぞれ指定を受けている場合、両方の申請ができるのか。

重ねての受給はできませんので、どちらか一方でしか申請できません。

※ 介護予防サービス（介護予防・日常生活支援総合事業を含む）の指定事業者で介護サービスの指定も受けている者は、いずれか一方のみが対象となる。また、同一の施設・事業所で介護保険と障害福祉サービスの両方の指定を受けている場合は、いずれか一方のみの申請となる。

Q19 入所施設に併設（同一建物内を含む。）してショートステイを実施している場合、ショートステイも補助対象となるのか。また、障害のグループホームでショートステイを実施している場合はどうか。

入所施設に併設（同一建物内を含む。）でショートステイ（介護保険サービスの短期入所生活介護、障害福祉サービスの短期入所に該当）を実施している場合は対象となります。空床利用でショートステイを実施している場合は対象外になります。また、障害のグループホームについても、上記と同様です。

3 応援金の申請について

Q20 申請の受付期間はいつまでか。また、応援金の支給はいつか。

申請受付期間は、令和8年2月2日（月）から令和8年3月2日（月）までとしています。

応援金の支給は、令和8年5月中旬までに完了することを予定しています。ただし、申請書に不備があり修正に時間を要した場合は、遅れる可能性があります。

Q21 申請書類は何が必要か。

以下の2種類の書類をご準備ください。

- ① 香川県医療・福祉施設応援金申請書（支給要綱第1号様式）
※ 電子申請での提出の場合は提出不要。所定のフォームに必要事項を入力してください。
- ② 振込先が分かる書類（預金通帳等）の写し
※ 預金通帳等の写し
：通帳を開いた最初のページ（「金融機関名」、「支店名」、「預金種目」、「口座番号」、「カタカナでの口座名義」が記載されている部分）の写し
※ 電子申請での提出の場合は、写真データによる提出可。

Q22 申請書類はどこで入手できるのか。

県ホームページで公開しています。ホームページよりダウンロードしてください。
なお、申請は郵送、電子申請で受付を行います。

Q23 複数の施設を運営している場合、施設ごとの申請になるのか、法人単位での申請になるのか。

法人が運営する施設をとりまとめて1回で申請してください。

支給申請書は、法人単位での申請が可能なように、1枚に運営する施設を複数記入することができるようになっています。なお、記載欄が不足する場合は、行の追加を行ってください。

Q24 複数の施設を運営している場合、施設単位で支給を受けられるのか、運営する施設の中から1つ支給対象施設を選択し、その分しか受給できないのか。

施設単位の支給になります。例えば、A法人が病院と訪問看護ステーションを運営している場合、病院と訪問看護ステーションどちらの支給も受けられます。

なお、障害福祉サービスについては、以下の扱いとなります。

- ※ 障害福祉サービス（Q2の表の障害福祉施設・事業所等）
 - ・複数の施設・サービス種別の〔〇〇系〕（〔入所系1〕〔入所系2〕〔居住系〕〔通所系〕〔訪問・相談系〕）が異なる場合は、事業所番号に関係なく、それぞれ支給対象となります。
 - ・複数の施設・サービス種別の〔〇〇系〕が同じ場合は、事業所番号が同じであれば、いずれか一つのみ支給対象となります。ただし、相談支援（計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援、障害児相談支援）については、事業所番号が異なる場合であっても、いずれか一つのみ支給対象とします。
 - ・就労選択支援については、事業所番号が異なる場合でも、1つの事業所で複数サービスが該当する場合は、いずれか1つのみ支給対象とする。

※次ページに、例を記載しています。

【例1】入所施設で、生活介護と就労継続支援B型の指定も受けている場合

- ① すべて異なる事業所番号…3件申請
- ② 入所と生活介護が同じ事業所番号…3件申請
- ③ 生活介護とB型が同じ事業所番号…2件申請（入所 + 生活介護又はB型）
- ④ すべて同じ事業所番号…2件申請（入所 + 生活介護又はB型）

【例2】居宅介護、重度訪問介護、計画相談支援、障害児相談支援の指定を受けている場合

2件申請（居宅介護又は重度訪問介護 + 計画相談支援又は障害児相談支援）

- ・居宅介護と重度訪問介護は、事業所番号が同じでどちらか一つ
- ・計画相談支援と障害児相談支援は、事業所番号が異なるがどちらか一つ

Q25 同じ建物内で、複数の施設を運営している場合はどうか。施設単位で支給を受けられるのか。

Q2の表に掲げる施設に該当していれば、施設単位で支給を受けることができます。なお、以下に該当する場合は、応援金の額は1施設分の支給額となりますので、注意してください（2施設分の申請は不可）。

- ・医療施設等の「施術所」について、同じ住所地（建物内）において、施術室を分けることなく、あん摩マッサージ指圧、はり又はきゅうを業とする施術所と、柔道整復を業とする施術所を併設している場合

なお、障害福祉サービスの扱いについては、Q24と同じです。

Q26 「責任者」、「担当者」とは誰か。

「責任者」とは当該業務における責任を負う役職員を指し、「担当者」とは本応援金の受給に当たっての事務を直接担当する者を指します。

Q27 申請書の様式にある法人番号は、どのように調べればよいのか。

法人番号は、国税の確定申告書等に記載する13桁の番号で、一法人に一つ付番されたものです。法人番号を調べるには、次の国税庁の法人番号公表サイトから検索可能です（<https://www.houjin-bangou.nta.go.jp/>）。

なお、個人事業主の方は法人番号がありませんので、空欄のまま提出してください。

4 申請書類について

Q28 インターネットバンキングを利用しているが、口座が分かる書類とは何を用意すればよいか。

「金融機関名」、「支店名」、「預金種目」、「口座番号」、「カタカナでの口座名義」が確認できる画面のコピーや画像データを提出してください。

ただし、画像データを提出する場合は、画像が鮮明であり内容が読み取れるものであるかどうかをあらかじめ確認しておいてください。

Q29 郵送による提出の場合、通帳を撮影した画像を印刷したものも提出してもよいか。

差し支えありません。ただし、画像が鮮明であり内容が読み取れるものであるかどうかをあらかじめ確認しておいてください。

Q30 申請後、一部施設の記載漏れや表記誤りなどの申請内容の誤りに気付いた場合はどうすればよいか。

下記の香川県医療・福祉施設応援金コールセンターで個別相談に応じていますのでお問い合わせください。

＜電話番号＞087-887-0832

＜受付時間＞午前9時～午後5時（土日祝を除く）

5 その他

Q31 香川県医療・福祉施設応援金事業全般に係る問い合わせ先は。

下記の香川県医療・福祉施設応援金コールセンターで個別相談に応じていますのでお問い合わせください。

＜電話番号＞087-887-0832

＜受付時間＞午前9時～午後5時（土日祝を除く。）

Q32 申請書類の到着確認や審査状況、支給日等を問い合わせたい。

個別の進捗状況をお答えすることはできません。申請内容に不備がある場合は、事務局から申請書に記載された連絡先にご連絡いたします。

Q33 申請書類の提出先は県でよいか。また、申請書類は持参により提出できるか。

県は、香川県医療・福祉施設応援金事業の事務（申請書の受付・審査）を外部へ委託しています。委託業者が指定する以下の住所へ郵送してください。

＜提出先住所＞〒761-8053

香川県高松市西ハゼ町276-1

香川県医療・福祉施設応援金事業事務局 あて

また、申請は、専用フォームからの電子申請でも受け付けています。電子申請の場合は、こちらのページ（<https://www.coa-m.jp/ouenkinform/>）から申請してください。

なお、持参での提出は受け付けておりません。郵送又は電子申請による申請をお願いします。

**Q34 同様の趣旨の給付金を他団体（国、市町等）から受けている、又は受け
る予定があるが、この応援金を受給することはできるか。**

他団体からの同趣旨の給付金の受給（予定を含む。）の有無に関わらず、本応援金を受給することが可能です。ただし、応援金の支給対象者に係る要件は次のとおりです。

- ・令和7年12月1日及び支給要綱第6条に規定する申請の日において、香川県内において支給要綱別表の中欄に掲げる施設区分（支給対象施設・サービス種別）に定める事業のいずれかを行っていること。
- ・令和8年3月31日までに事業を休止・廃止する予定でないこと。

また、令和6年度に香川県医療・福祉施設応援金の支給を受けている場合や、令和7年度に香川県医療・福祉施設食材価格高騰対策応援金の支給を受けている場合でも、今回の応援金を重ねて受給できます。

Q35 本応援金の税金上の取り扱いは。課税対象となるか。

この応援金は、税務上、益金（個人事業主の場合は総収入金額）に算入され課税対象となる可能性がありますので、詳細については税務署にご確認ください。

Q36 応援金の申請について、電話照会が行われることはあるのか。

あります。

申請書に不備があった場合、修正をお願いするために香川県医療・福祉施設応援金事業事務局より連絡をすることがあります。

事務局から問い合わせをする場合は、

＜電話番号＞087-887-0832

の番号からになります。特殊詐欺にはご注意ください。